

# 福島県バスケットボール協会規約

## 第1章 名称と事務所

第1条 本会は福島県バスケットボール協会と称し事務所は理事長勤務先におくことを原則とする。

## 第2章 目的と事業

第2条 本会は福島県におけるバスケットボール競技の健全な普及と発展を図ることをもって目的とする。

第3条 本県は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種バスケットボール競技大会の主催及び後援
- 2 バスケットボール競技の普及、発展ならびに技術向上のための研究及び指導
- 3 バスケットボール競技施設の拡充に関すること。
- 4 バスケットボール競技に関する刊行物の発行
- 5 その他必要と認められた事項

## 第3章 組織

第4条 本会はバスケットボール愛好者及びバスケットボール競技団体をもって組織する。

## 第4章 役員

第5条 本会は次の役員をおく

- 1 会長1名、2 副会長若干名、3 理事長1名、4 理事若干名
  - 5 監事2名以上 6 各楼委員会（総務、競技、審判、強化、財務、審判審査）委員若干名、 7 顧問、参与各若干名
- 但し、会長が認めるときは副理事長、事務局長をおくことができる。

第6条 役員を選任方法は次のように定める。

- 1 会長、副会長、監事、顧問、参与は理事会で選出する。
- 2 理事は各地区協会より選出された者及び会長が必要と認め推薦委嘱した者
- 3 理事長及び副理事長は理事の互選による。
- 4 事務局長、各種正副委員長及び委員は会長が委嘱し理事会の承認を受ける。

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は会務の処理に参画する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 5 事務局長は理事長及び副理事長を補佐し協会の事務処理にあたる。
- 6 監事は会計の監査にあたる。
- 7 各種委員会は委員長、副委員長を中心に当該委員会の事務を処理する。
- 8 顧問、参与は重要事項に関し会長の諮問に応ずる。

第8条 役員の仕事は2ヶ年とし但し重任は妨げない。  
補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

- 第9条 理事会は会長、副理事長、理事をもって組織し年1回以上会長が招集する。理事会は次の事項を審議する。
- 1 役員の選出
  - 2 予算・決算
  - 3 事業計画
  - 4 規約の改正
  - 5 その他の重要事項
- 第10条 緊急の事項で理事会を開催する余裕のないときは会長が地区理事長会を開催し審議施行する。事後理事会の承認を受ける。
- 第11条 1 委員長会は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、各種正副委員長で組織する。  
2 委員長会は理事長に提出する議案等の作成にあたりとともに理事会議決事項の円滑な処理にあたる。
- 第12条 各種委員会は当該委員会の事項を審議するために会長これを招集する。
- 第13条 会議は当該役員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。但し委任状をもって出席にかえることができる。

## 第6章 地区協会と加盟団体

- 第14条 本会は次の地区に地区協会をおく  
1 県北地区 2 県南地区 3 会津地区 4 いわき地区 5 相双地区
- 第15条 団体が本会に加盟する場合は理事会の承認を受けなければならない。  
1 実業団 2 クラブ 3 大学生 4 高体連 5 中学生 6 ミニ 7 家庭婦人

## 第7章 登録

- 第16条 本会に加入しようとするチーム及び個人は登録をしなければならない。登録は各種別に各地区協会を通じ本会所定の用紙に記入の上登録金を添えて本会に提出しなければならない。  
但しミニ連を除く。

## 第8章 会計

- 第17条 本会の経費は各チーム及び個人の登録金、補助金及び寄付金、その他の収入をもってあたる。
- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 付 則

- 1 本会に登録しないバスケットボール団体は本会の主催する大会に参加することはできない。
- 2 本規約は理事会の決議によらなければ変更することができない。
- 3 本会の運営に必要な細目は理事会が別に定める。
- 4 本規約は昭和31年8月26日より実施する。  
昭和52年4月18日 一部改正  
昭和60年2月16日 一部改正  
昭和61年2月22日 一部改正  
平成9年2月15日 一部改正